

短期社債等の振替に関する法律案参照条文

目次

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）（抄）	1
株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）（抄）	1
刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）	2
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）	3
商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）	3
株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）（抄）	12
非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）（抄）	13
農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）（抄）	13
証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）	13
電源開発促進法（昭和二十七年法律第二百八十三号）（抄）	14
関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）（抄）	15
旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）（抄）	15
保険業法（平成七年法律第五十号）（抄）	15
中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）（抄）	16
資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五十号）（抄）	16
特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律による改正前の特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五十号）（抄）	21

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）（抄）

附則

（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二条 施行日前に成立した第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（以下「旧資産流動化法」という。）第二条第二項に規定する特定目的会社（以下「旧特定目的会社」という。）に関する事項については、第一条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律（以下「新資産流動化法」という。）の規定は適用せず、旧資産流動化法の規定は、なお効力を有する。ただし、旧特定目的会社の取締役又は使用人は、当該旧特定目的会社の発行する資産対応証券の募集等（証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集又は有価証券の私募をいう。第四項において同じ。）に係る事務を行ってはならない。

2（略）

株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）（抄）

「株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第 号）の施行後」

（保管振替業を営む者の指定）

第三条（略）

一 第九条の二第一項の規定によりこの項の指定を取り消された日から五年を経過しない者でないこと。

二（略）

三 取締役又は監査役のうち次に次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二（略）

ホ（略）

へ 前号に規定する法律、商法、有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）、株式会社の監査等に関する法律（昭和四十九年

法律第二十二号）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十四条、第二百六条、第

二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若し

くは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条、第四十七条、第四十九条若しくは第五十条の罪

を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなく

なつた日から五年を経過しない者

四 定款及び保管振替業の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）が、法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより、保管振替業

を適正かつ確実に遂行するために十分であると認められること。

五 保管振替業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、保管振替業に係る収支の見込みが良好であると認められること。

六 その人的構成に照らして、保管振替業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すると認められること。

2 (略)

(業務の範囲)

第四条 保管振替機関は、この法律の定めるところにより、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 株券等の保管に関する業務
- 二 株券等の振替に関する業務
- 三 その他この法律により保管振替機関が行うこととされている業務

2・3 (略)

(指定の取消し等)

第九条の二 主務大臣は、保管振替機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の指定若しくは第四条の二第一項ただし書の承認を取り消し、六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその取締役若しくは監査役の解任を命じることができる。

一 第三条第一項第二号又は第三号に掲げる要件に該当しないこととなつたとき。

二 第三条第一項の指定同時に同項各号のいずれかに該当していなかつたことが判明したとき。

三 不正の手段により第三条第一項の指定を受けたことが判明したとき。

四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。

2 (略)

刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）

(傷害)

第二百四十四条 人の身体を傷害した者は、十年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

(現場助勢)

第二百六条 前二条の犯罪が行われるに当たり、現場において勢いを助けた者は、自ら人を傷害しなくても、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

(暴行)

第二百八条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかつたときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(凶器準備集合及び結集)

第二百八条の二 二人以上の者が他人の生命、身体又は財産に対し共同して害を加える目的で集合した場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知って集合した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の場合において、凶器を準備して又はその準備があつて人を集合させた者は、三年以下の懲役に処する。
(脅迫)

第二百二十二条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。
(背任)

第二百四十七条 他人のためにその事務を処理する者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えたときは、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）

第四十六条 第十一条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条の規定による命令に違反した者
 - 一の一 第十二条の二の規定による命令に違反した者
 - 一の二 第十二条の四第一項の規定による命令に違反した者
 - 一の三 第十二条の六の規定による命令に違反した者
 - 一の四 第十二条の六の規定による命令に違反した者
 - 二 第十五条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者
 - 三 第十八条の規定による命令に違反した者
 - 四 第十九条の規定による命令に違反した者
 - 五 第二十二条の規定による命令に違反した者
 - 六 第二十三条の規定による命令に違反した者
 - 七 第二十六条の規定による命令に違反した者
 - 八 第二十七条の規定による命令に違反した者
 - 九 第三十条の規定による命令に違反した者
- 第四十九条 第十五条第五項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 第五十条 第三十三条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）

「商法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第 号）第一条の施行後」

第二百三十三條 總會八定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外本店ノ所在地又ハ之ニ隣接スル地ニ之ヲ招集スルコトヲ要ス

第二百三十七條ノ三 取締役及監査役ハ總會ニ於テ株主ノ求メタル事項ニ付説明ヲ為スコトヲ要ス但シ其ノ事項ガ會議ノ目的タル事項ニ關セザルトキ、説明ヲ為スコトニ因リ株主共同ノ利益ヲ著シク害スルトキ、説明ヲ為スニ付調査ヲ要スルトキ其ノ他ノ正當ノ事由アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

(略)

第二百三十七條ノ四 總會ノ議長八定款ニ定メザリシトキハ總會ニ於テ之ヲ選任ス

議長ハ總會ノ秩序ヲ維持シ議事ヲ整理ス

議長ハ其ノ命ニ從ハザル者其ノ他ノ總會ノ秩序ヲ乱ス者ヲ退場セシムルコトヲ得

第二百三十九條 (略)

株主ハ代理人ヲ以テ其ノ議決權ヲ行使スルコトヲ得但シ代理人ハ代理權ヲ証スル書面ヲ会社ニ差出ダスコトヲ要ス

前項ノ代理權ノ授与ハ總會毎ニ之ヲ為スコトヲ要ス

(略)

取締役ハ總會ノ終結ノ日ヨリ三月間第二項但書ノ書面ヲ本店ニ備置クコトヲ要ス

株主ハ營業時間内何時ニテモ前項ノ書面ノ閲覽又ハ謄写ヲ求ムルコトヲ得

第二百四十三條 總會ニ於テハ延期又ハ続行ノ議決ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二百三十二條ノ規定ヲ適用セズ

第二百四十五條 会社方左ノ行為ヲ為スニハ第三百四十三條ニ定ムル議決ニ依ルコトヲ要ス

一 營業ノ全部又ハ重要ナル一部ノ讓渡

二 營業全部ノ賃貸、其ノ經營ノ委任、他人ト營業上ノ損益全部ヲ共通ニスル契約其ノ他之ニ準ズル契約ノ締結、変更又ハ解約

三 他ノ会社ノ營業全部ノ讓受

(略)

第二百九十六條 会社ハ取締役會ノ決議ニ依リ社債ヲ募集スルコトヲ得

第二百九十七條 社債ヲ募集スルニハ会社ハ社債管理会社ヲ定メ社債權者ノ為ニ弁済ノ受領、債權ノ保全其ノ他ノ社債ノ管理ヲ為スベキコトヲ委託ス

ルコトヲ要ス但シ各社債ノ金額ガ一億円ヲ下ラザル場合又ハ社債ノ總額ヲ社債ノ最低額ヲ以テ除シタル數ガ五十ヲ下ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二百九十七條ノ二 銀行、信託会社又ハ担保附社債信託法第五條ノ免許ヲ受ケタル会社ニ非ザレバ社債管理会社タルコトヲ得ズ

第二百九十七條ノ三 社債管理会社ハ社債權者ノ為ニ公平且誠實ニ社債ノ管理ヲ為スコトヲ要ス

社債管理会社ハ社債權者ニ對シ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ社債ノ管理ヲ為ス義務ヲ負フ

第二百九十八條 会社ハ前ニ募集シタル社債總額ノ払込ヲ為サシメタル後ニ非ザレバ更ニ社債ヲ募集スルコトヲ得ズ

第二百九十九條 同一種類ノ社債ニ在リテハ各社債ノ金額ハ均一ナルカ又ハ最低額ヲ以テ整除シ得ベキモノナルコトヲ要ス

第三百零六條 債券ハ社債全額ノ払込アリタル後ニ非ザレバ之ヲ發行スルコトヲ得ズ

(略)

第三百零九條 社債管理会社ハ社債權者ノ為ニ弁済ヲ受ケ又ハ債權ノ實現ヲ保全スルニ必要ナル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ為ス權限ヲ有ス

社債管理会社ガ弁済ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ公告シ且知レタル社債權者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ社債權者ハ債券ト引換ニ償還額ノ、利札ト引換ニ利息ノ支払ヲ請求スルコトヲ得

第三百九条ノ二 社債管理会社ガ左ノ行為ヲ為スニハ社債権者集会ノ決議ニ依ルコトヲ要ス

一 総社債ニ付為ス支払ノ猶予、不履行ニ因リテ生ジタル責任ノ免除又ハ和解

二 前条第一項ノ行為ヲ除クノ外総社債ニ付為ス訴訟行為又ハ破産手続、再生手続、更生手続若ハ整理若ハ特別清算ニ関スル手続ニ属スル一切ノ行為

前条第二項ノ規定ハ社債管理会社ガ前項各号ニ掲グル行為ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三百九条ノ三 第三百九条第一項ノ行為又ハ前条第一項各号ニ掲グル行為ヲ為ス為必要アルトキハ社債管理会社ハ裁判所ノ許可ヲ得テ社債ヲ発行シタル会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査スルコトヲ得

第三百九条ノ四 社債権者ト社債管理会社トノ利益相反スル場合ニ於テ社債権者ノ為ニ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ為ス必要アルトキハ裁判所ハ社債権者集会ノ請求ニ依リ特別代理人ヲ選任スルコトヲ要ス

第三百九条ノ五 社債管理会社又ハ前条ノ特別代理人ガ社債権者ノ為ニ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ為ス場合ニ於テハ各別ニ社債権者ヲ表示スルコトヲ要セス

第三百十條 社債管理会社ニ以上アルトキハ其ノ権限ニ属スル行為ハ共同シテ之ヲ為スコトヲ要ス

第三百十一條 社債管理会社ニ以上アルトキハ社債権者ニ対シ連帯シテ弁済額ノ支払ヲ為ス義務ヲ負フ

第三百十一條ノ二 社債管理会社ガ本法又ハ社債権者集会ノ決議ニ違反スル行為ヲ為シニ因リテ社債権者ニ損害ヲ生ジタルトキハ其ノ社債管理会社ハ社債権者ニ対シ連帯シテ其ノ賠償ノ責ニ任ズ

社債管理会社ガ自己ノ債権ニ付社債ヲ発行シタル会社ヨリ担保ノ供与又ハ債務ノ消滅ニ関スル行為ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ後三月内ニ其ノ社債ヲ発行シタル会社ガ社債ノ償還若ハ其ノ利息ノ支払ヲ怠リ又ハ其ノ社債ヲ発行シタル会社ニ付支払ノ停止アリタルトキハ其ノ社債管理会社ハ社債権者ニ対シ損害賠償ノ責ニ任ズ但シ社債管理会社ガ誠実ニ為スベキ社債ノ管理ヲ怠ラザリシコト又ハ自己ノ債権ニ付担保ノ供与若ハ債務ノ消滅ニ関スル行為ヲ受ケズトモ社債権者ニ損害ヲ生ズベカリシコトヲ証明シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三百十二條 社債管理会社ハ社債ヲ発行シタル会社及社債権者集会ノ同意ヲ得テ辞任スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ社債管理会社ナキニ至ルベキトキハ予メ事務ヲ承継スベキ社債管理会社ヲ定ムルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ事務ヲ承継スベキ社債管理会社ガ定メラレタルトキハ社債ヲ発行シタル会社ハ遅滞ナク其ノ旨ヲ公告シ且知レタル社債権者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

社債管理会社ハ已ムコトヲ得ザル事由アルトキハ第一項ノ規定ニ拘ラズ裁判所ノ許可ヲ得テ辞任スルコトヲ得

第三百十三條 社債管理会社ガ其ノ義務ニ違反シ又ハ其ノ事務ヲ処理スルニ不適任ナルトキ其ノ他正当ノ事由アルトキハ裁判所ハ社債ヲ発行シタル会社又ハ社債権者集会ノ請求ニ依リ之ヲ解任スルコトヲ得

第三百十四條 社債管理会社ガ第二百九十七條ノ二規定スル会社タラザルモノト為リ第三百十二條第三項ノ規定ニ依リ辞任シ若ハ前条ノ規定ニ依リ解任セラレ又ハ解散シタル場合ニ於テ社債管理会社ナキニ至リタルトキハ社債ヲ発行シタル会社ハ事務ヲ承継スベキ社債管理会社ヲ定メテ社債ノ管理ヲ為スベキコトヲ委託スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ同意ヲ得ル為遅滞ナク社債権者集会ヲ招集シ若シ社債権者集会ノ同意ヲ得ラザリシトキハ其ノ同意ニ代ヘテ裁判所ノ許可ヲ求ムルコトヲ要ス

前項前段ニ規定スル場合ニ於テ社債管理会社ナキニ至リタル後二月内ニ社債ヲ発行シタル会社ガ同項ノ規定ニ違反シテ社債権者集会ヲ招集セス又ハ裁判所ノ許可ヲ求メザルトキハ社債ノ総額ニ付期限ノ利益ヲ失フ

已ムコトヲ得ザル事由アルトキハ利害關係人ハ事務ヲ承継スベキ社債管理会社ノ選任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

第三百十二条第二項ノ規定八第一項又八前項ノ規定ニ依リ事務ヲ承継スベキ社債管理会社ガ定メラレ又八選任セラレタル場合ニ之ヲ準用ス
第三百十九条 社債権者集会ハ本法ニ規定アル場合ヲ除クノ外裁判所ノ許可ヲ得テ社債権者ノ利害ニ重大ナル関係ヲ有スル事項ニ付決議ヲ為スコトヲ得

第三百二十条 社債権者集会ハ社債ヲ発行シタル会社又ハ社債管理会社之ヲ召集ス

会社ガ無記名式ノ債券ヲ発行シタル場合ニ於テハ社債権者集会ヲ召集スルニハ会日ヨリ三週間前ニ社債権者集会ヲ開クベキ旨及會議ノ目的タル事項ヲ公告スルコトヲ要ス

社債総額ノ十分ノ一以上ニ当ル社債権者ハ會議ノ目的タル事項及召集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ第一項ノ社債ヲ発行シタル会社又ハ社債管理会社ニ提出シテ社債権者集会ノ召集ヲ請求スルコトヲ得

第二百三十七条第二項ノ規定八前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

無記名式ノ債券ヲ有スル者ハ其ノ債券ヲ供託スルニ非ザレバ前二項ノ權利ヲ行使スルコトヲ得ズ

第三百二十一条 各社債権者ハ社債ノ最低額毎ニ一個ノ議決権ヲ有ス

無記名式ノ債券ヲ有スル者ハ会日ヨリ一週間前ニ債券ヲ供託スルニ非ザレバ其ノ議決権ヲ行使スルコトヲ得ズ

前条第六項ノ規定八前項ノ規定ニ依ル供託ニ之ヲ準用ス

第三百二十一条ノ二 社債権者集会ニ出席セザル社債権者ハ書面ヲ以テ議決権ヲ行使スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ議決権ヲ行使スルニハ書面ニ必要ナル事項ヲ記載シ之ヲ社債権者集会ノ会日ノ前日迄ニ其ノ召集者ニ提出スルコトヲ要ス

第三百二十二条 社債ヲ発行シタル会社又ハ社債管理会社ハ其ノ代表者ヲ社債権者集会ニ出席セシメ又ハ書面ヲ以テ意見ヲ述ブルコトヲ得但シ社債管理会社ニ在リテハ其ノ社債権者集会ガ第三百九条ノ四ノ特別代理人ノ選任ニ関スル事項ニ付召集セラレタルモノナル 場合ハ此ノ限ニ在ラズ

社債権者集会ノ召集八前項ノ社債ヲ発行シタル会社及社債管理会社ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

第二百三十二条第一項及第二項ノ規定八前項ノ通知ニ之ヲ準用ス

第三百二十三条 社債権者集会又ハ其ノ召集者ハ必要アリト認ムルトキハ社債ヲ発行シタル会社ニ対シ其ノ代表者ノ出席ヲ求ムルコトヲ得

第三百二十四条 社債権者集会ノ決議ハ出席シタル社債権者ノ議決権ノ過半数ヲ以テ之ヲ為ス但シ第三百九条ノ二第一項、第三百十九条、第三百二十九条第一項、第三百三十条第一項但書及第三百三十三條ニ規定スル社債権者集会ノ目的タル事項ノ決議ニ付テハ第三百四十三條ノ規定ヲ準用ス

第三百二十五条 社債権者集会ノ召集者ハ決議ノ日ヨリ一週間内ニ決議ノ認可ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス

第三百二十六条 裁判所ハ左ノ場合ニ於テハ社債権者集会ノ決議ヲ認可スルコトヲ得ズ

- 一 社債権者集会召集ノ手續又ハ其ノ決議ノ方法ガ法令又ハ社債募集ノ目論見書ノ記載ニ違反スルトキ
- 二 決議ガ不当ノ方法ニ依リテ成立スルニ至リタルトキ
- 三 決議ガ著シク不正ナルトキ
- 四 決議ガ社債権者ノ一般ノ利益ニ反スルトキ

第三百二十七条 社債権者集会ノ決議ハ裁判所ノ認可ニ因リテ其ノ効力ヲ生ズ

社債権者集会ノ決議ハ総社債権者ニ対シ其ノ効力ヲ有ス

第三百二十八条 社債権者集会ノ決議ニ対シ認可又ハ不認可ノ決定アリタルトキハ社債ヲ発行シタル会社ハ遅滞ナク其ノ旨ヲ公告スルコトヲ要ス

第三百二十九条 社債権者集会ハ社債総額ノ千分ノ一以上ヲ有スル社債権者ノ中ヨリ一人又ハ数人ノ代表者ヲ選任シ其ノ決議スベキ事項ノ決定ヲ之ニ委任スルコトヲ得

代表者数人アル場合ニ於テ社債権者集会ニ於テ別段ノ定ヲ為サザルトキハ前項ノ決定ハ其ノ過半数ヲ以テ之ヲ為ス

第三百三十条 社債権者集会ノ決議ハ社債管理会社、若シ社債管理会社ナキトキハ前条ノ代表者之ヲ執行ス但シ社債権者集会ノ決議ヲ以テ別ニ執行者ヲ定メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三百九条ノ五ノ規定ハ代表者又ハ執行者ガ社債権者集会ノ決議ヲ執行スル場合ニ之ヲ準用ス

第三百三十一条 第三百十条ノ規定ハ代表者又ハ執行者数人アル場合ニ之ヲ準用ス

第三百三十二条 第三百九条、第三百十一条及第三百十六条第二項ノ規定ハ代表者又ハ執行者ガ弁済ニ関スル決議ヲ執行スル場合ニ之ヲ準用ス

第三百三十三条 社債権者集会ハ何時ニテモ代表者若ハ執行者ヲ解任シ又ハ委任シタル事項ヲ変更スルコトヲ得

第三百三十四条 会社ガ社債ノ利息ノ支払ヲ怠リタルトキ又ハ定期ニ社債ノ一部ヲ償還スベキ場合ニ於テ其ノ償還ヲ怠リタルトキハ社債権者集会ノ決議ニ依リ会社ニ対シ一定ノ期間内ニ其ノ弁済ヲ為スベキ旨及其ノ期間内ニ之ヲ為サザルトキハ社債ノ総額ニ付期限ノ利益ヲ失フベキ旨ヲ通知スルコトヲ得但シ其ノ期間ハ二月ヲ下ルコトヲ得ズ

前項ノ通知ハ書面ニ依リテ之ヲ為スコトヲ要ス

会社ガ第一項ノ期間内ニ弁済ヲ為サザルトキハ社債ノ総額ニ付期限ノ利益ヲ失フ

第三百三十五条 前条ノ規定ニ依リ会社ガ期限ノ利益ヲ失ヒタルトキハ前条第一項ノ決議ヲ執行スル者ハ遅滞ナク其ノ旨ヲ公告シ且知レタル社債権者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

第三百三十六条 社債管理会社、代表者又ハ執行者ニ対シテ与フベキ報酬、其ノ事務処理ノ為ニ要スル費用及其ノ支出ノ日以後ニ於ケル利息並ニ其ノ事務処理ノ為自己ニ過失ナクシテ受ケタル損害ノ賠償ノ額ハ社債ヲ発行シタル会社トノ契約ニ其ノ定アル場合ヲ除クノ外裁判所ノ許可ヲ得テ会社ヲシテ之ヲ負担セシムルコトヲ得

社債管理会社、代表者又ハ執行者ハ弁済ヲ受ケタル金額ヨリ社債権者ニ先チテ前項ノ報酬、費用及其ノ利息ノ弁済並ニ損害ノ賠償ヲ受クルコトヲ得

第三百三十七条 社債権者集会ニ関スル費用ハ社債ヲ発行シタル会社ノ負担トス

第三百二十五条ノ請求ニ関スル費用ハ会社ノ負担トス但シ裁判所ハ利害關係人ノ申立ニ依リ又ハ職權ヲ以テ其ノ全部又ハ一部ニ付別ニ負担者ヲ定ムルコトヲ得

第三百三十八条 數種ノ社債ヲ発行シタル場合ニ於テハ社債権者集会ハ各種類ノ社債ニ付之ヲ招集スルコトヲ要ス

第三百三十九条 第二百三十一条、第二百三十九条第二項第三項、第二百三十九条ノ二、第二百四十条、第二百四十一条第二項及第二百四十三条ノ規定ハ社債権者集会ニ之ヲ準用ス

社債権者集会ノ招集者ハ議事録ヲ作ルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ議事録ニハ議事ノ經過ノ要領及其ノ結果ヲ記載シ議長並ニ出席シタル社債ヲ発行シタル会社ノ代表者及社債管理会社ノ代表者之ニ署名スルコトヲ要ス

前項ノ議事録ハ社債ヲ発行シタル会社十年間其ノ本店ニ之ヲ備置クコトヲ要ス

社債管理会社及社債権者ハ営業時間内何時ニテモ第二項ノ議事録ノ閲覧又ハ謄写ヲ求ムルコトヲ得

第三百四十条 会社ガ或社債権者ニ対シテ為シタル弁済、和解其ノ他ノ行為ガ著シク不公正ナルトキハ社債管理会社ハ訴ヲ以テ其ノ行為ノ取消ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ訴ハ社債管理会社ガ取消ノ原因タル事実ヲ知りタル時ヨリ六月、行為ノ時ヨリ一年内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス
第八十八条並ニ民法第四百二十四条第一項但書及第四百二十五条ノ規定ハ第一項ノ訴ニ之ヲ準用ス

第三百四十一条 社債権者集会ノ決議アルトキハ八代表者又ハ執行者モ亦前条第一項ノ訴ヲ提起スルコトヲ得但シ行為ノ時ヨリ一年内ニ限ル
第三百四十一条ノ二 会社ハ転換社債ヲ発行スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ左ノ事項ニシテ定款ニ定ナキモノハ取締役会之ヲ定ム但シ定款ヲ以テ株主總會ガ之ヲ決スル旨ヲ定メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 転換社債ノ総額

二 転換ノ条件

三 転換ニ因リテ発行スベキ株式ノ内容

四 転換ヲ請求シ得ベキ期間

五 転換ニ因リテ発行スベキ株式ノ発行価額中資本ニ組入レザル額

六 株主ニ転換社債ノ引受権ヲ与フル旨及引受権ノ目的タル転換社債ノ額

七 株主以外ノ者ニシテ之ニ対シ特ニ有利ナル転換ノ条件ヲ附シタル転換社債ヲ発行スベキモノ及之ニ対シ発行スル転換社債ノ額

株主以外ノ者ニ対シ特ニ有利ナル転換ノ条件ヲ附シタル転換社債ヲ発行スルニハ定款ニ之ニ関スル定アルトキト雖モ其ノ者ニ対シ発行スルコトヲ得ベキ転換社債ノ額、発行価額、転換ノ条件、転換ニ因リテ発行スベキ株式ノ内容及転換ヲ請求シ得ベキ期間ニ付第三百四十三条ニ定ムル決議アルコトヲ要ス

前項ノ決議ハ決議後最初ニ発行スル転換社債ニシテ其ノ日ヨリ六月内ニ発行スベキモノニ付テノミ其ノ効力ヲ有ス

第二百八十条ノ二第二項後段及第三項ノ規定ハ第三項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十一条ノ二 会社ハ転換社債ヲ発行スルトキハ転換社債ノ総額、発行価額、転換ノ条件、転換ニ因リテ発行スベキ株式ノ内容、転換ヲ請求シ得ベキ期間及募集ノ方法ヲ公告シ又ハ株主ニ通知スルコトヲ要ス

会社ハ前項ノ公告又ハ通知ノ日ヨリ二週間ヲ経過シタル後ニ非ザレバ転換社債ノ割当ヲ為スコトヲ得ズ

第三百四十一条ノ二ノ三 前条ノ規定ハ第三百四十一条ノ二第二項第六号ノ引受権ノ目的タル転換社債、同条第三項ノ決議アリタル転換社債、第三百四十一条ノ二ノ四第一項但書ノ端数ノ合計数ニ相当スル転換社債及転換社債ノ引受権ヲ有スル者ガ第三百四十一条ノ二ノ五第二項ノ規定ニ依リ其ノ権利ヲ失ヒタル転換社債ニ付テハ之ヲ適用セズ

第三百四十一条ノ二ノ四 転換社債ノ引受権ヲ有スル株主ハ其ノ有スル株式ノ数ニ応ジテ転換社債ノ割当ヲ受クル権利ヲ有ス但シ各転換社債ノ金額中最低額ニ滿タザル端数ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二百八十条ノ四第三項ノ規定ハ株主ガ転換社債ノ引受権ヲ有スベキ場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十一条ノ二ノ五 株主ガ転換社債ノ引受権ヲ有スル場合ニ於テハ各株主ニ対シ其ノ者ガ引受権ヲ有スル転換社債ノ額、発行価額、転換ノ条件、転換ニ因リテ発行スベキ株式ノ内容、転換ヲ請求シ得ベキ期間及一定ノ期日迄ニ転換社債ノ申込ヲ為サザルトキハ其ノ権利ヲ失フベキ旨ヲ通知スルコトヲ要ス

第二百八十条ノ五第二項乃第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十一条ノ二ノ六 株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定款ニ於テハ株主ハ転換社債ノ引受権ヲ有ス但シ株主以外ノ者ニ対シ発行スルコトヲ得ベキ転換社債ノ額、転換ノ条件及転換ニ因リテ発行スベキ株式ノ内容ニ付第三百四十三条ニ定ムル決議アリタルトキハ此ノ限

ニ在ラズ

第二百八十条ノ二第三項及第三百四十一条ノ二第四項ノ規定ハ前項但書ノ決議ニ之ヲ準用ス

第三百四十一条ノ三 転換社債ニ付テハ社債申込証、債券及社債原簿ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 社債ヲ株式ニ転換スルコトヲ得ベキコト

二 転換ノ条件

三 転換ニ因リテ発行スベキ株式ノ内容

四 転換ノ請求ヲ為スコトヲ得ベキ期間

五 株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ヲ定メタルトキハ其ノ規定

第三百四十一条ノ四 転換社債ヲ発行スルトキハ第三百三条ノ払込アリタル日ヨリ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ転換社債ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

前項ノ登記ニ在リテハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

一 転換社債ノ総額

二 各転換社債ノ金額

三 各転換社債ニ付払込ミタル金額

四 前条第一号乃至第四号ニ掲グル事項

第六十七条ノ規定ハ第一項ノ登記ニ之ヲ準用ス

外国ニ於テ転換社債ヲ募集シタル場合ニ於テ登記スベキ事項ガ外国ニ於テ生ジタルトキハ登記ノ期間ハ其ノ通知ノ到達シタル時ヨリ之ヲ起算ス

第三百四十一条ノ五 転換ヲ請求スル者ハ請求書ニ債券ヲ添付シテ之ヲ会社ニ提出スルコトヲ要ス

前項ノ請求書ニハ転換セントスル社債ヲ表示シ請求ノ年月日ヲ記載シテ之ニ署名スルコトヲ要ス

第三百四十一条ノ六 第二百二十四条ノ三第一項ノ期間内ノ転換ノ請求ニ因リテ発行セラレタル株式ニ付テハ株主ハ其ノ期間内ハ議決権ヲ有セズ

会社ガ總會ニ於テ議決権ヲ行使スベキ株主ヲ定ムル為メ第二百二十四条ノ三第一項ノ規定ニ依リ一定ノ日ヲ定メタルトキハ其ノ日後ノ転換ノ請求ニ因リテ発行セラレタル株式ニ付テハ株主ハ其ノ總會ニ於テ議決権ヲ有セズ

第三百四十一条ノ七 第二百二十二条ノ二第三項、第二百八十条ノ十及第二百八十条ノ十一ノ規定ハ転換社債ノ発行ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百八条、第二百二十二条ノ三、第二百二十二条ノ六及第二百二十二条ノ七ノ規定ハ社債ノ転換ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十一条ノ八 会社ハ新株引受権附社債ヲ発行スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ左ノ事項ニシテ定款ニ定ナキモノハ取締役会之ヲ定ム但シ定款ヲ以テ株主總會ガ之ヲ決スル旨ヲ定メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 新株引受権附社債ノ総額

二 各新株引受権附社債ニ付スル新株ノ引受権ノ内容

三 新株ノ引受権ヲ行使シ得ベキ期間

四 新株ノ引受権ノ行使ニ因リテ発行スベキ株式ノ発行価額中資本ニ組入レザル額

五 新株ノ引受権ノミヲ譲渡スルコトヲ得ベキコト

六 新株ノ引受権ヲ行使セントスル者ノ請求アルトキハ新株引受権附社債ノ償還ニ代ヘテ其ノ発行価額ヲ以テ第三百四十一条ノ十六第一項ノ払込ア

リタルモノト為ス旨

七 利益又ハ利息ノ配当ニ付テハ第三百四十一条ノ十六第一項ノ規定ニ依ル払込ヲ為シタル時ノ属スル營業年度又ハ其ノ前營業年度ノ終ニ於テ新株ノ発行アリタルモノト看做スコト

八 株主ニ新株引受権附社債ノ引受権ヲ与フル旨及引受権ノ目的タル新株引受権附社債ノ額

九 株主以外ノ者ニシテ之ニ対シ特ニ有利ナル内容ノ新株ノ引受権ヲ附シタル新株引受権附社債ヲ発行スベキモノ及之ニ対シ発行スル新株引受権附社債ノ額

各新株引受権附社債ニ附スル新株ノ引受権ノ行使ニ因リテ発行スベキ株式ノ発行価額ノ合計額ハ各新株引受権附社債ノ金額ヲ超ユルコトヲ得ズ
新株ノ引受権ノミヲ譲渡スコトヲ得ベキ新株引受権附社債ヲ発行スルニハ定款ニ之ニ関スル定アルトキト雖モ新株引受権附社債ノ総額、新株ノ引受権ノ行使ニ因リテ発行スル株式ノ発行価額ノ総額及新株ノ引受権ノ行使シ得ベキ期間ニ付第三百四十三条ニ定ムル 決議アルコトヲ要ス但シ新株引受権附社債ニシテ未ダ行使サレザル新株ノ引受権ニ係ル株式ノ発行価額ノ総額ガ現ニ存スル新株引受権附社債ノ総額ヲ超エザルトキニ限り償還及消却ヲ為スモノヲ発行スルトキハ此ノ限ニ在ラス

株主以外ノ者ニ対シ特ニ有利ナル内容ノ新株ノ引受権ヲ附シタル新株引受権附社債ヲ発行スルニハ定款ニ之ニ関スル定アルトキト雖モ其ノ者ニ対シテ発行スルコトヲ得ベキ新株引受権附社債ノ額、発行価額、新株ノ引受権ノ内容及新株ノ引受権ノ行使シ得ベキ期間ニ付第三百四十三条ニ定ムル 決議アルコトヲ要ス

第三百四十一条ノ二第四項及第五項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十一条ノ九 会社ハ新株引受権附社債ヲ発行スルトキハ新株引受権附社債ノ総額、発行価額、新株ノ引受権ノ内容、新株ノ引受権ノ行使スルコトヲ得ベキ期間及募集ノ方法ヲ公告シ又ハ株主ニ通知スルコトヲ要ス

会社ハ前項ノ公告又ハ通知ノ日ヨリ二週間ヲ経過シタル後ニ非ザレバ新株引受権附社債ノ割当ヲ為スコトヲ得ズ

第三百四十一条ノ十 前条ノ規定ハ第三百四十一条ノ八第二項第八号ノ引受権ノ目的タル新株引受権附社債、同条第五項ノ決議アリタル新株引受権附社債、第三百四十一条ノ八ニ於テ準用スル第三百四十一条ノ二ノ四第一項但書ノ端数ノ合計数ニ相当スル新株引受権附社債及新株引受権附社債ノ引受権ヲ有スル者ガ次条第二項ノ規定ニ依リ其ノ権利ヲ失ヒタル新株引受権附社債ニ付テハ之ヲ適用セズ

第三百四十一条ノ十一 株主ガ新株引受権附社債ノ引受権ヲ有スル場合ニ於テハ各株主ニ対シ其ノ者ガ引受権ヲ有スル新株引受権附社債ノ額、発行価額、新株ノ引受権ノ内容、新株ノ引受権ノ行使シ得ベキ期間及一定ノ期日迄ニ新株引受権附社債ノ申込ヲ為サザルトキハ其ノ権利ヲ失フベキ旨並ニ第三百四十一条ノ八第二項第五号又ハ第六号ニ掲グル事項ノ定アルトキハ其ノ内容ヲ通知スルコトヲ要ス

第二百八十条ノ五第二項乃第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十一条ノ十一ノ二 株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定款ニ於テハ株主ハ新株引受付社債ノ引受権ヲ有ス但シ株主以外ノ者ニ対シ発行スルコトヲ得ベキ新株引受権付社債ノ額及新株ノ引受権ノ内容ニ付第三百四十三条ニ定ムル決議アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三百四十一条ノ二ノ六第二項ノ規定ハ前項但書ノ決議ニ之ヲ準用ス
第三百四十一条ノ十二 新株引受権附社債ニ付テハ社債申込証、債券及社債原簿ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス但シ次条第一項ノ新株引受権証券ヲ発行スルトキハ債券ニハ之ヲ記載スルコトヲ要セス

一 新株引受権附社債ナルコト

二 第三百四十一条ノ八第二項第二号、第三号、第五号及第六号ニ掲グル事項

三 株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ヲ定メタルトキハ其ノ規定

四 第三百四十一条ノ十六ノ払込ヲ取扱フベキ銀行又ハ信託会社及其ノ取扱ノ場所

第三百四十一条ノ十三 第三百四十一条ノ八第二項第五号ニ掲グル事項ノ定アル場合ニ於テハ会社ハ債券ト共ニ新株引受権証券ヲ発行スルコトヲ要ス
新株引受権証券ニハ左ノ事項及番号ヲ記載シ取締役之ニ署名スルコトヲ要ス

一 新株引受権証券ナル旨ノ表示

二 会社ノ商号

三 第三百四十一条ノ八第二項第二号、第三号及第六号ニ掲グル事項

四 前条第三号及第四号ニ掲グル事項

第三百四十一条ノ十四 新株引受権証券ノ発行アリタル場合ニ於テハ新株ノ引受権ヲ譲渡スニハ新株引受権証券ヲ交付スルコトヲ要ス

第二百五条第二項及第二百三十条並ニ小切手法第二十一条ノ規定ハ新株引受権証券ニ之ヲ準用ス

第三百四十一条ノ十五 新株引受権附社債ノ登記ニ在リテハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

一 新株引受権附社債ナルコト

二 新株ノ引受権ノ行使ニ因リテ発行スベキ株式ノ発行価額ノ総額

三 各新株引受権附社債ノ金額

四 各新株引受権附社債ニ付払込ミタル金額

五 第三百四十一条ノ八第二項第一号乃至第三号ニ掲グル事項

第三百四十一条ノ四第一項、第三項及第四項ノ規定ハ新株引受権附社債ノ登記ニ之ヲ準用ス

第三百四十一条ノ十六 新株ノ引受権ヲ行使スル者ハ請求書ヲ会社ニ提出シ且新株ノ発行価額ノ全額ノ払込ヲ為スコトヲ要ス請求書ヲ提出スル場合ニ於テ新株引受権証券ヲ発行シタルトキハ新株引受権証券ヲ添附シ、之ヲ発行セザリシトキハ債券ヲ呈示スルコトヲ要ス

前項ノ払込ハ債券又ハ新株引受権証券ニ記載シタル銀行又ハ信託会社ノ払込ノ取扱ノ場所ニ於テ之ヲ為スコトヲ要ス

第七百七十五条第一項ノ規定ハ第一項ノ請求書ニ、第七百七十八条及第八十九条ノ規定ハ前項ノ払込ヲ取扱フ銀行又ハ信託会社ニ之ヲ準用ス

第三百四十一条ノ十七 前条第一項ノ規定ニ依リ新株ノ引受権ヲ行使シタル者ハ同項ノ払込ノ時ニ株主トナル

第三百四十一条ノ十八 第二百二十二条ノ七及第三百四十一条ノ六ノ規定ハ新株ノ引受権ノ行使アリタル場合ニ、第三百四十一条ノ二ノ四及第三百四十一条ノ七第一項ノ規定ハ新株引受権附社債ニ之ヲ準用ス

第三百四十三条 前条第一項ノ決議ハ総株主ノ議決権ノ過半数ニ当ル株式ヲ有スル株主出席シ其ノ議決権ノ三分ノ二以上ニ当ル多数ヲ以テ之ヲ為ス

第三百四十五条 (略)

或種類ノ株主ノ總會ノ決議ハ其ノ種類ノ総株主ノ議決権ノ過半数ニ当ル株式ヲ有スル株主出席シ其ノ議決権ノ三分ノ二以上ニ当ル多数ヲ以テ之ヲ為ス

為ス

(略)

第三百四十六条 前条ノ規定ハ第二百二十二条第三項ノ規定ニ依リ株式ノ種類ニ從ヒ格別ノ定ヲ為ス場合及会社ノ株式交換、株式移転、分割又ハ合併

ニ因リテ或種類ノ株主ニ損害ヲ及ボスベキ場合ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条 会社方新設分割ヲ為スニハ分割計画書ヲ作り株主總會ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

(略)

第三百七十四条ノ四 (略)

第百条第一項後段第二項第三項及第三百七十六条第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ十七 会社ガ吸収分割ヲ為スニハ其ノ双方ニ於テ分割契約書ヲ作り株主總會ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

(略)

第一項ノ決議ハ第三百四十二条ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

第三百七十四条ノ二十 (略)

第百条第一項後段第二項第三項、第三百七十四条ノ四第一項但書及第三百七十六条第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百七十六条 (略)

(略)

社債権者ガ異議ヲ述ブルニハ社債権者集会ノ決議ニ依ルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ依リ社債権者ノ為ニ異議ノ期間ヲ伸長スルコトヲ得

第四百八条 会社ガ合併ヲ為スニハ合併契約書ヲ作り株主總會ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

(略)

第一項ノ決議ハ第三百四十二条ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

合併後存続スル会社ノ定款ニ株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定アリ合併ニ因リ消滅スル会社ノ定款ニ其ノ定ナキトキハ消滅スル会社ニ於ケル第一項ノ決議ハ第三百四十八条第一項ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ合併ニ因リテ設立スル会社ノ定款ニ其ノ旨ヲ定ムル場合ニ於テ合併ヲ為ス会社ノ定款ニ其ノ定ナキトキ其ノ会社ニ付亦同ジ

(略)

第四百十六条 (略)

第三百七十六条第三項ノ規定ハ合併ノ場合ニ之ヲ準用ス

(略)

株式会社ノ監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）（抄）

（書面による議決権の行使）

第二十一条の三 (略)

2 前項の会社にあつては、株主總會の招集の通知に株主が議決権を行使するための書面を添付しなければならない。

3 書面による議決権の行使は、前項の書面に必要な事項を記載し、これを株主總會の会日の前日までに第一項の会社に提出して行う。

4 書面によつて行使した議決権の数は、出席した株主の議決権の数に算入する。

5 第二項の書面の様式は、法務省令で定める。

6 商法第二百三十九条第五項及び第六項の規定は、第三項の規定により提出された書面について準用する。

非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）（抄）

第三百三十五条ノ十五 商法第三百九条ノ三、第三百九条ノ四、第三百十二条第三項、第三百十三條、第三百十四條第一項及び第三項、第三百十九條、第三百二十條第四項、第三百二十五條、第三百二十六條第一項並ニ第三百七十六條第三項及び其準用規定ニ定メタル事件ハ社債ヲ發行シタル会社ノ本店所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス

第三百三十五条ノ十九 商法第三百二十五條ノ規定ニ依リ決議ノ認可ヲ申請スル場合ニ於テハ議事録ヲ提出スルコトヲ要ス

（略）

第三百三十五条ノ二十三 第十五條ノ規定ハ本章ノ手続ニハ之ヲ適用セス

農業協同組合法（昭和二十二年法律第二百二十二号）（抄）

第十條 （略）

） （略）

第一項第二号ノ事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一、六の三 （略）

七 有価証券の私募の取扱い

八、十七 （略）

）²⁹ （略）

証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）

第二十三条の八 （略）

有価証券の募集又は売出しが一定の日において株主名簿に記載されている株主に対し行われる場合には、当該募集又は売出しに関する発行登録追補書類の提出は、その日の十日前までにしなければならない。ただし、有価証券の発行価格又は売出価格その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合は、この限りでない。

第四条第四項及び第五項の規定は、第一項ただし書の規定の適用を受ける有価証券の募集又は売出しが行われる場合について準用する。この場合において、同条第四項中「当該特定募集等に係る」とあるのは「当該募集若しくは売出しに係る」と、「当該特定募集等が」とあるのは「当該募集又は売出しが」と、同条第五項中「当該特定募集等に係る」とあるのは「当該」と、「当該特定募集等が」とあるのは「当該募集又は売出しが」と、「当該特定募集等に関する」とあるのは「当該募集又は売出しに関する」と、「開示が行われている場合における第三項に規定する有価証券の売出しでその売出価額の総額が一億円未満のもの及び第一項第三号に掲げる有価証券の募集又は売出しでその発行価額」とあるのは「発行価額」と、

「以下のもの」とあるのは、「以下の有価証券の募集又は売出し」と読み替えるものとする。

第一項の発行登録追補書類には、同項の内閣府令で定める事項のほか、内閣府令で定めるところにより、第五条第一項第二号に掲げる事項につき当該発行者に係る直近の参照書類を参照すべき旨を記載するとともに、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

第二十三条の十一（略）

第十三条（第三項を除く。）の規定は、発行登録を行った有価証券の発行者及びその者の作成する目論見書について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の目論見書は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券にあつては第五条第一項の規定による届出書（当該届出書に係る第七条の規定による訂正届出書を含む。）に記載すべき事項（内閣府令で定めるものを除く。）」、既に開示された有価証券にあつてはその売出しにつき第四条第一項ただし書又は第二項ただし書の規定の適用がないものとしたときに第五条第一項の規定による届出書に記載すべきこととなる事項（内閣府令で定めるものを除く。）に関する内容」とあるのは、「前項の目論見書においては、発行登録書、第二十三条の四の規定による訂正発行登録書又は第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類（以下第二十三条までにおいて「発行登録追補書類」という。）に記載すべき内容」と、「記載したものでなければならぬ。ただし、その募集若しくは売出しにつき第四条第一項本文若しくは第二項本文の規定の適用を受ける有価証券に係る目論見書のうち第五条第四項の規定の適用を受ける届出書を提出した者の作成する当該届出書に係る目論見書又は内閣府令で定める要件を満たす目論見書については、当該目論見書において参照書類を参照すべき旨記載した場合には、同条第一項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす」とあるのは、「記載するとともに、当該発行者に関する第五条第一項第二号に掲げる事項については、当該発行者の作成した参照書類を参照すべき旨記載するものとする」と、同条第五項中「前三項」とあるのは、「第二項若しくは前項」と読み替えるものとする。

第十五条（第一項を除く。）の規定は、発行登録を行った有価証券の募集又は売出しについて準用する。この場合において、同条第二項中「第十三条第二項及び第四項」とあるのは、「第二十三条の十二第二項において準用する第十三条第二項及び第四項」と、同条第三項中「第四条第一項又は第二項の規定による届出がその効力を生じた日」とあるのは、「発行登録の効力が生じており、かつ、それに係る発行登録追補書類が提出された日」と、「第十条第一項又は第十一条第一項」とあるのは、「第二十三条の十第三項又は第二十三条の十一第一項」と読み替えるものとする。（略）

第十七条、第十八条第二項及び第二十一条第三項の規定は、第二項において準用する第十三条第一項の規定により作成された目論見書について準用する。この場合において、第十七条中「目論見書」とあるのは、「目論見書（当該目論見書に係る参照書類を含む。）」と、第十八条第二項及び第二十一条第三項中「目論見書のうちに」とあるのは、「目論見書及び当該目論見書に係る参照書類のうちに」と読み替えるものとする。（略）

電源開発促進法（昭和二十七年法律第二百八十三号）（抄）

第三十二条 会社の定款の変更、利益金の処分、社債の募集、合併、分割及び解散の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2（略）

関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十二号）（抄）

第二十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした会社の役員は、百万円以下の過料に処する。

一（三）（略）

四 第十八条第一項の規定に違反して、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。

五（七）（略）

2 （略）

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）（抄）

第二十条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一（略）

二 第五条第一項の規定に違反して、新株を発行し、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。

三（七）（略）

保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）

（相互会社の社債発行）

第六十一条 相互会社は、取締役会の決議により社債を発行することができる。

2 商法第二百九十七条から第三百四条まで及び第三百六条から第三百四十一条まで（社債）並びに商法中改正法律施行法（昭和十二年法律第七十三号）第六十一条（社債権者集会に関する公告の方法）の規定は前項の規定により相互会社が社債を発行する場合について、民法第三百六十五条（記名社債質の対抗要件）の規定は同項の規定により発行された記名の社債について、それぞれ準用する。この場合において、商法第三百一条第二項第一号中「商号」とあるのは「名称又ハ商号」と、同項第九号中「各会社」とあるのは「当該社債ヲ発行シタル相互会社又ハ株式会社ノ各々」と、同法第三百四条中「会社八」とあるのは「相互会社八他ノ相互会社又ハ株式会社」と読み替えるものとする。

3 （略）

（組織変更決議の公告等及び異議申立て）

第七十条 （略）

2（四）（略）

5 商法第三百七十六条第三項（資本減少の場合における社債権者の異議）の規定は、社債権者が第二項において準用する同法第百条の異議を述べよ

つとめる場合について準用する。

- 第二百七十三條 商法第五十六條第三項（新設合併に係る定款への署名）、第二百二條（合併の効力発生）、第二百三條（合併の効果）、第四百八條第一項及び第二項（合併契約書の承認）、第四百十二條（債権者の異議）、第四百十四條第一項（合併の登記）、第四百十四條ノ三（合併後存続する会社の従前の役員任期）、第四百十五條（合併無効の訴え）並びに第四百十六條第二項（減資に対する債権者の異議申出方法の合併への準用）の規定は、相互会社について準用する。この場合において、同法第四百八條第一項中「株主總會」とあるのは「社員總會（總代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ總代会）」と、同法第二項中「第二百三十二條」とあるのは「保險業法第四十一條又八第四十九條ニ於テ準用スル第二百三十二條」と、同法第四百十四條第一項中「第八十八條」とあるのは「保險業法第二十七條」と、同法第四百十四條ノ三中「定時總會」とあるのは「定時社員總會（總代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ定時總代会）」と読み替えるものとする。
- 2 (略)

中部國際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）（抄）

- 第二十七條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした指定会社の役員は、百万円以下の過料に処する。
- 一〜三 (略)
- 四 第十五條第一項の規定に違反して、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。
- 五〜七 (略)

資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）（抄）

- (定義)
- 第二條 (略)
- 2〜6 (略)
- 7 この法律において「特定社債」とは、特定目的会社がこの法律の定めるところにより発行する社債をいう。
- 8 (略)
- 9 この法律において「優先出資証券」又は「特定社債証券」とは、優先出資につき特定目的会社が第四十六條の規定により発行する出資証券又は特定社債につき特定目的会社が第百十三條第一項において準用する商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百六條の規定により発行する債券をいう。
- 10 この法律において「特定約束手形」とは、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第八号に掲げる約束手形であつて、特定目的会社が第百四十九條の規定により発行するものをいう。
- 11 (略)
- 12 この法律において「特定目的借入れ」とは、特定目的会社が第百五十條の六の規定により行う資金の借入れをいう。

- 13 この法律において「特定目的信託」とは、この法律の定めるところにより設定された信託であつて、資産の流動化を行うことを目的とし、かつ、信託契約の締結時において委託者が有する信託の受益権を分割することにより複数の者に取得させることを目的とするものをいう。
 - 14・15 (略)
 - 16 この法律において「受託信託会社等」とは、特定目的信託の受託者である信託会社又は信託業務を営む銀行その他の金融機関をいう。
 - 17 この法律において「代表権利者」とは、第九十三条第一項の規定により権利者集会により選任された者をいう。
 - 18 (略)
- (募集の決定)
- 第一百八条 特定目的会社は、資産流動化計画の定めるところに従い、取締役の決定（取締役が数人あるときは、その過半数をもってする決定）により、特定社債を募集することができる。
- (特定社債管理会社の設置)
- 第一百九条 特定目的会社は、特定社債を募集する場合には、特定社債管理会社を定め、特定社債権者のために、弁済の受領、債権の保全その他の特定社債の管理を行うことを委託しなければならない。ただし、その募集に係る各特定社債の金額が一億円以上である場合については、この限りでない。
- (特定社債募集の方法)
- 第一百十条 (略)
- 2 取締役は、次に掲げる事項を記載した特定社債申込証を作成しなければならない。
 - 一 十五 (略)
 - 十六 資産流動化計画に他の特定社債の発行についての定めがあるときは、当該他の特定社債の第四号から第八号まで、第十号及び第十一号に掲げる事項及びその発行状況
 - 十七 十九 (略)
 - 三 六 (略)
- (特定社債管理会社の権限等)
- 第一百十一条 特定社債管理会社は、特定社債権者のために特定社債に係る債権の弁済を受け、又は特定社債に係る債権の実現を保全するために必要なる一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
- 2 特定社債管理会社は、前項の弁済を受けたときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、知れている特定社債権者にはその旨を各別に通知しなければならない。
 - 3 前項の場合において、特定社債権者は、特定社債券と引換えに特定社債の償還額の支払を、利札と引換えに利息の支払を請求することができる。
 - 4 特定社債管理会社は、特定社債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならない。
 - 一 総特定社債についてその支払の猶予、その債務の不履行によつて生じた責任の免除又は和解
 - 二 総特定社債についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続若しくは特別清算に関する手続に属する一切の行為（第一項に規定するものを除く。）
- 5 第二項の規定は、特定社債管理会社が前項各号に掲げる行為をした場合について準用する。

6 特定社債管理会社は、その管理の委託を受けた特定社債につき第一項に規定する行為又は第四項各号に掲げる行為をするために必要があるときは、当該特定社債を発行した特定目的会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

7 商法第二百九十七条ノ二（社債管理会社の資格）、第二百九十七条ノ三（社債管理会社の義務）及び第三百九条ノ四から第三百四十四条まで（特別代理人の選任、行為の方式、二以上の社債管理会社がある場合の特則、責任、辞任、解任及び事務承継者を定める義務等）の規定は、特定社債管理会社について準用する。この場合において、これらの規定中「社債」、「社債権者」及び「社債権者集会」とあるのは、それぞれ「特定社債」、「特定社債権者」及び「特定社債権者集会」と読み替えるものとする。

（特定社債に関する商法等の準用等）

第百十三條 商法第二百三條（株式の共有）の規定は特定社債が二以上の者の共有に属する場合について、同法第二百二十四条第一項及び第二項（株主簿の効力）の規定は特定社債の応募者又は特定社債権者に対する通知及び催告について、同法第二百九十八条から第三百条まで（既存社債に未払込みがある場合の制限、各社債の金額及び割増償還の制限）、第三百二条（総額引受けの方法）、第三百三条（社債の払込み）、第三百六条から第三百八条まで（債券の発行、記名社債の移転及び記名式と無記名式との間の転換）、第三百五条から第三百七条まで（利札が欠けた場合の特則、社債元利金請求権の時効及び社債原簿の記載事項）及び第三百九条から第三百四十一条まで（社債権者集会）並びに商法中改正法律施行法（昭和十三年法律第七十三号）第六十一条（社債権者集会に関する公告の方法）の規定は特定目的会社が特定社債を発行する場合における特定社債、特定社債権者、特定社債券、特定社債管理会社、特定社債原簿若しくは特定社債権者集会について、民法第三百六十五条（記名社債質の對抗要件）の規定は記名の特定社債について、それぞれ準用する。この場合において、商法第二百三條第二項及び第三項中「株主」とあるのは「特定社債権者」と、同法第二百二十四条第一項中「株主名簿」とあるのは「特定社債原簿」と、同法第三百二条中「前条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百十條」と、同法第三百六条第二項中「第三百一条第二項第一号乃至第六号、第九号及第十号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百十條第二項第一号、第三号乃至第八号及第十二号」と、同法第三百七条第三号中「第三百一条第二項第一号乃至第七号及第九号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百十條第二項第一号、第三号乃至第八号及第十号」と、同法第三百九条中「本法」とあるのは「本法又八資産流動化計画二」と読み替えるものとする。

2 （略）

3 前項の規定により社債とみなされる特定社債については、担保附社債信託法第四条第一項各号に掲げるもののほか、次に掲げるものを物上担保の目的とすることができる。

- 一 債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）第十条第一項の規定により質権の設定が登記される債権
- 二 その譲渡により担保の目的となる債権であつて、債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律第二条第一項の規定により当該譲渡が登記されるもの

（転換特定社債の発行）

第百十三條の二 特定目的会社は、資産流動化計画の定めるところに従い、転換特定社債を発行することができる。

2 第二種特定目的会社が優先出資社員以外の者に対して特に有利な転換の条件を付した転換特定社債を発行する場合には、資産流動化計画にこれに関する定めがあるときにおいても、その者に対して発行することができる転換特定社債の総額、発行価額、転換の条件、転換によつて発行すべき優先出資の内容及び転換を請求することができる期間について、社員総会の決議によらなければならない。

3 第三十八條の二第三項及び第四項並びに商法第二百八十条ノ二第二項後段及び第三項並びに第三百四十一条ノ二第四項（第三者に対する有利発行）の規定は、前項の決議について準用する。この場合において、同法第二百八十条ノ二第二項後段中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、「株

主以外」とあるのは「優先出資社員以外」と、「新株」とあるのは「転換特定社債」と、同条第三項中「第二百三十二条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五十三条第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(商法の準用)

第百十三条の三 商法第二百八十条ノ十(発行の差止め)、第二百八十条ノ十一(不公正な価額で引き受けた者の責任)、第三百四十一条ノ二(転換社債発行事項の公示)、第三百四十一条ノ三(第五号を除く。)から第三百四十一条ノ六まで(転換社債発行の手続、転換社債の登記、転換の請求及び閉鎖期間中・基準日後に転換により発行された株式の議決権)及び第三百四十一条ノ七第二項(転換株式の規定の準用)の規定は、転換特定社債について準用する。この場合において、同法第二百八十条ノ十中「法令若八定款」とあるのは「法令、資産流動化計画若八定款」と、「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百八十条ノ十一第二項において準用する同法第二百六十七条第一項中「六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主」とあるのは「特定社員又ハ六月前ヨリ引続キ優先出資ヲ有スル優先出資社員」と、同条第二項、第三項及び第五項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百八十条ノ十一第一項において準用する同法第二百六十八条ノ二並びに第二百六十八条ノ三第一項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第三百四十一条ノ二第一項中「転換社債ヲ発行」とあるのは「転換特定社債(資産の流動化に関する法律第百十三条の二第二項ノ決議アリタル転換特定社債ヲ除ク)ヲ発行」と、「株主」とあるのは「社員」と、同法第三百四十一条ノ七第二項において準用する同法第二百八十条中「消却、併合、分割、転換又ハ買取」とあるのは「転換」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(新優先出資引受権付特定社債の発行)

第百十三条の四 特定目的会社は、資産流動化計画の定めるところに従い、新優先出資引受権付特定社債を発行することができる。

2 各新優先出資引受権付特定社債に付する新優先出資の引受権の行使によって発行する優先出資の発行価額の合計額は、各新優先出資引受権付特定社債の金額を超えることができない。

3 新優先出資の引受権のみを譲渡することができる新優先出資引受権付特定社債を発行する場合には、資産流動化計画にこれに関する定めがあるときにおいても、新優先出資引受権付特定社債の総額、新優先出資の引受権の行使によって発行する優先出資の発行価額の総額及び新優先出資の引受権を行使することができる期間について、社員総会の決議によらなければならない。ただし、新優先出資引受権付特定社債であつて行使されていない新優先出資の引受権に係る優先出資の発行価額の総額が現に存する新優先出資引受権付特定社債の総額を超えないときに限り償還及び消却をするものを発行するときは、この限りでない。

4 第二種特定目的会社が、優先出資社員以外の者に対して特に有利な内容の新優先出資の引受権を付した新優先出資引受権付特定社債を発行する場合には、資産流動化計画にこれに関する定めがあるときにおいても、その者に対して発行することができる新優先出資引受権付特定社債の額、発行価額、新優先出資の引受権の内容及び新優先出資の引受権を行使することができる期間について、社員総会の決議によらなければならない。

5 第百十三条の二第三項の規定は、前二項の社員総会の決議について準用する。この場合において、「転換特定社債」とあるのは、「新優先出資引受権付特定社債」と読み替えるものとする。

(商法の準用)

第百十三条の五 商法第二百八十条ノ十及び第二百八十条ノ十一(発行の差止め及び不公正な価額で引き受けた者の責任)、第三百四十一条ノ九(新株引受権付社債発行事項の公示)、第三百四十一条ノ十二(第三号を除く。)(新株引受権付社債発行の手続)並びに第三百四十一条ノ十五(新株引受権付社債の登記)の規定は新優先出資引受権付特定社債について、同法第二百二十二条ノ七(転換の登記)、第三百四十一条ノ六(閉鎖期間中・基準日後に転換により発行された株式の議決権)、第三百四十一条ノ十六(新株引受権の行使)及び第三百四十一条ノ十七(株主となる時期)の

規定は新優先出資引受権の行使について、同法第三百四十一条ノ十三（新株引受権証券の発行と方法）及び第三百四十一条ノ十四（新株引受権の譲渡方法）の規定は新優先出資引受権証券について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百八十条ノ十中「法令若八定款」とあるのは「法令、資産流動化計画若八定款」と、「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百八十条ノ十一第二項において準用する同法第二百六十七条第一項中「六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主」とあるのは「特定社員又ハ六月前ヨリ引続キ優先出資ヲ有スル優先出資社員」と、同条第二項、第三項及び第五項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百八十条ノ十一第二項において準用する同法第二百六十八条第二項及び第三項、第二百六十八条ノ二並びに第二百六十八条ノ三第一項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第三百四十一条ノ九第一項中「新株引受権附社債ヲ発行」とあるのは「新優先出資引受権附特定社債（資産の流動化に関する法律第百十三条の四第四項ノ決議アリタル新優先出資引受権附特定社債ヲ除ク）ヲ発行」と、「株主」とあるのは「社員」と、同法第三百四十一条ノ八第二項第二号、第三号、第五号及第六号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五号第一項第二号二(2)乃至(5)」と、同法第三百四十一条ノ十五第一項第五号中「第三百四十一条ノ八第二項第一号乃至第三号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五号第一項第二号二(1)乃至(3)」と、同法第三百四十一条ノ十六第三項において準用する同法第百八十九条第一項中「発起人又ハ取締役」とあるのは「取締役」と、同法第三百四十一条ノ十三第一項中「第三百四十一条ノ八第二項第五号ニ掲グル事項ノ定」とあるのは「資産流動化計画ニ新優先出資ノ引受権ノミヲ譲渡スコトヲ得ベキ旨ノ定」と、同条第二項第三号中「第三百四十一条ノ八第二項第二号、第三号及第六号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五号第一項第二号二(2)、(3)及(5)」と、同項第四号中「前条第三号及第四号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百十三条の五ニ於テ準用スル商法第三百四十一条ノ十二第四号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定資本の減少）

第百十八条 （略）

2 （略）

3 商法第三百七十六条第二項及び第三項（債権者の異議）の規定は特定目的会社の特定資本の減少の場合について、同法第三百八十条（資本減少無効の訴え）の規定は特定資本の減少の無効の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同項中「社債権者」及び「社債権者集会」とあるのはそれぞれ「特定社債権者」及び「特定社債権者集会」と、同条第二項及び同条第三項において準用する同法第二百四十九条第一項中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。

（計画変更決議）

第百十八条の三 次の各号に掲げる特定目的会社は、資産流動化計画の変更の決議（以下この節において「計画変更決議」という。）を行う社員総会に係る第五十三条第一項の規定による招集の通知を行うときは、当該各号に定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

一 特定社債を発行している特定目的会社 第百十八条の五第五項の規定により資産流動化計画の変更に対抗する旨を特定目的会社に対し通知した特定社債権者が有する特定社債の額の合計額

二・三 （略）

2 （略）

（特定社債権者集会の承認）

第百十八条の五 特定社債を発行している特定目的会社は、計画変更決議により資産流動化計画の変更を行うときは、当該計画変更決議のほか特定社債権者集会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により特定目的会社が特定社債権者集会を招集するときは、第百十三条第一項において準用する商法第三百二十九条第一項において準

用する同法第二百三十二条第一項の規定にかかわらず、計画変更決議を行う社員総会の会日の一月前までに、各特定社債権者に対して招集の通知を
発しななければならない。

3 特定目的会社は、第一項の規定による特定社債権者集会を招集するときは、二週間以上の期間を定め、かつ、各特定社債権者に対しその変更
対するときは当該期間内にその旨を書面をもって通知すべきことを求めなければならない。この場合において、特定目的会社は、当該期間を前項の
招集の通知に記載しなければならない。

4 第一項の規定による特定社債権者集会を招集する特定目的会社が無記名式の特定社債券を発行しているときは、第百十三条第一項において準用す
る商法第三百二十条第二項の規定にかかわらず、計画変更決議を行う社員総会の会日の一月前までに、特定社債権者集会を招集する旨及び会議の目
的たる事項を公告しなければならない。この場合においては、前項の規定により定められた期間を併せて公告しなければならない。

5 第三項の場合において、特定社債権者が同項の規定により定められた期間内に資産流動化計画の変更に反対する旨を特定目的会社に対し書面をも
つて通知し、かつ、特定社債権者集会において反対したときは、特定目的会社は、当該特定社債権者が有する特定社債について弁済をし、又は弁済
を行わせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。

6 第六十条の規定は、第一項の規定による特定社債権者集会の承認の決議について準用する。この場合において、同条第二項中「第五十二条第一項
」とあるのは「第百十八条の五第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
(特定約束手形の所持人の反対)

第百十八条の六 特定約束手形を発行している特定目的会社は、計画変更決議により資産流動化計画の変更を行うときは、当該計画変更決議を行う社員
総会の会日の一月前までに、二週間以上の期間を定め、かつ、その変更
に反対するときは当該期間内にその旨を書面をもって通知すべきことを公告し
なければならない。

2 4 (略)

(優先資本の減少)

第百十八条の八 (略)

2 第三十八条の二第三項及び第四項並びに商法第三百七十五条第二項(資本減少の決議)及び第三百七十六条(資本減少の方法及び手続)の規定は
、前項の規定による優先資本の減少について準用する。この場合において、同法第三百七十五条第二項中「第二百三十二条」とあるのは「資産の流
動化に関する法律第五十三条第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 (略)

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律による改正前の特定目的会社による特定資産の
流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)(抄)

(計算書類等の作成と監査)

第八十五条 (略)

2 前項の書類は、監査役及び会計監査人の監査を受けなければならない。ただし、資産対応証券として特定社債のみを発行する特定目的会社であつて

、その定款に記載した資産流動化計画に定められた特定社債の発行総額が政令で定める額に満たないものに係る同項の書類については、会計監査人の監査を受けることを要しない。

3～5 (略)

(募集の決定)

第一百八条 特定目的会社は、定款に記載した資産流動化計画の定めるところに従い、取締役の決定(取締役が数人あるときは、その過半数をもってする決定)により、特定社債を募集することができる。

(特定社債管理会社の設置)

第一百九条 特定目的会社は、特定社債を募集する場合には、特定社債管理会社を定め、特定社債権者のために、弁済の受領、債権の保全その他の特定社債の管理を行うことを委託しなければならない。ただし、その募集に係る各特定社債の金額が一億円以上である場合については、この限りでない。

(特定社債管理会社の権限等)

第一百十一条 特定社債管理会社は、特定社債権者のために特定社債に係る債権の弁済を受け、又は特定社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 特定社債管理会社は、前項の弁済を受けたときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、知れている特定社債権者にはその旨を各別に通知しなければならない。

3 前項の場合において、特定社債権者は、特定社債券と引換えに特定社債の償還額の支払を、利札と引換えに利息の支払を請求することができる。

4 特定社債管理会社は、特定社債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならない。

一 総特定社債についてその支払の猶予、その債務の不履行によって生じた責任の免除又は和解

二 総特定社債についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続若しくは特別清算に関する手続に属する一切の行為(第一項に規定するものを除く。

)

5 第二項の規定は、特定社債管理会社が前項各号に掲げる行為をした場合について準用する。

6 特定社債管理会社は、その管理の委託を受けた特定社債につき第一項に規定する行為又は第四項各号に掲げる行為をするために必要があるときは、当該特定社債を発行した特定目的会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

7 商法第二百九十七条ノ二(社債管理会社の資格)、第二百九十七条ノ三(社債管理会社の義務)及び第三百九条ノ四から第三百四十四条まで(特別代理人の選任、行為の方式、二以上の社債管理会社がある場合の特則、責任、辞任、解任及び事務承継者を定める義務等)の規定は、特定社債管理会社について準用する。この場合において、これらの規定中「社債」、「社債権者」及び「社債権者集会」とあるのは、それぞれ「特定社債」、「特定社債権者」及び「特定社債権者集会」と読み替えるものとする。

(特定社債に関する商法の準用)

第一百十三条 商法第二百三条(株式の共有)の規定は特定社債が二以上の者の共有に属する場合について、同法第二百二十四条第一項及び第二項(株主名簿の効力)の規定は特定社債の応募者又は特定社債権者に対する通知及び催告について、同法第二百九十八条から第三百条まで(既存社債に未払込みがある場合の制限、各社債の金額及び割増償還の制限)、第三百二条(総額引受けの方法)、第三百三条(社債の払込み)、第三百六条から第三百八条まで(債券の発行、記名社債の移転及び記名式と無記名式との間の転換)、第三百十五条から第三十七條まで(利札が欠けた場合の特則、社債元利金請求権の時効及び社債原簿の記載事項)及び第三百九条から第三百四十一条まで(社債権者集会)並びに商法中改正法律施行法(

昭和十三年法律第七十三号)第六十一条(社債権者集会に関する公告の方法)の規定は特定目的会社が特定社債を発行する場合又はその場合における特定社債、特定社債権者、特定社債券、特定社債管理会社、特定社債原簿若しくは特定社債権者集会について、民法第三百六十五条(記名社債質の對抗要件)の規定は記名の特定社債について、それぞれ準用する。この場合において、商法第二百三条第二項及び第三項中「株主」とあるのは、「特定社債権者」と、同法第二百二十四条第一項中「株主名簿」とあるのは、「特定社債原簿」と、同法第三百二条中「前条」とあるのは、「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第一百条」と、同法第三百六条第二項中「第三百一条第二項第一号乃至第六号、第九号及第十号」とあるのは、「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第一百条第二項第一号、第三号乃至第八号及第十一号」と、同法第三百七条第三号中「第三百一条第二項第一号乃至第七号及第九号」とあるのは、「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第一百条第二項第一号及第三号乃至第九号」と読み替えるものとする。

2 (略)

(特定資本の減少)

第一百八条 (略)

2 (略)

3 商法第三百七十六条第二項及び第三項(債権者の異議)の規定は特定目的会社の特定資本の減少の場合について、同法第三百八十条(資本減少無効の訴え)の規定は特定資本の減少の無効の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同項中「社債権者」及び「社債権者集会」とあるのはそれぞれ「特定社債権者」及び「特定社債権者集会」と、同条第二項及び同条第三項において準用する同法第二百四十九条第一項中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。